

令和7年度各センター事業計画(参考)

業務名		内容
1 総合相談支援業務		高齢者等の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談・支援できる体制をつくる。
ア	総合相談支援	高齢者に限らず、世帯全体の様々な相談に対応し、課題を明確にした上で適切な部署やサービス・制度につなぎ、関係機関等と適宜連携しながら継続的な支援を行う。
イ	実態把握	・様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組において、圏域担当保健師と連携し、把握した健康状態不明者の実態把握や必要な支援を行う。
ウ	地域におけるネットワークの構築	・センターとしての日々の活動や、地域ケア会議等を通じて地域の医療と介護等の多様な職種や地域住民との連携を強化し、地域包括支援ネットワークを構築する。 ・センターの業務の理解と協力を得るため、地域住民及び関係機関へ周知する。
エ	家族介護者への相談支援体制の充実	家族介護者への離職防止、介護負担の軽減に向けて、身近な相談機関として家族介護者の相談に応じるなど、適切な情報提供等を行う。
オ	支援の終結	センターとして組織的な終結の判断を行うよう確認体制を整える。
カ	重層的な総合相談	複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯については、次の点に留意して適切に対応する。 ①課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、重層的支援の必要性を検討する。 ②支援の必要があると判断した場合には、多機関協働事業のケース会議につなぐ。 ③支援拒否や面接ができない等の事例について継続したアウトリーチを行い、本人とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援にあたる。
キ	孤立化防止	・支援困難者について、民生委員等と協力して見守りを継続するなど地域から孤立しないように支援を行う。 ・支援方法については、多機関協働事業でのケース会議も活用する。
2 権利擁護業務		権利侵害行為の対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行い安心して尊厳のある生活を送ることができるようにする。
ア	高齢者の虐待防止、早期発見	高齢者の身近な地域の専門機関として、相談を受け、課題を明確にし、計画的な支援を実施しながら、養護者への支援も含めて適切な対応を行う。
イ	成年後見制度の利用促進	・成年後見利用促進センターと連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。 ・認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図る。
ウ	消費者被害の防止	警察、消費生活センター等と連携をとり、被害の未然防止、問題の解決に努める。
エ	普及啓発	地域住民や高齢者の見守り活動を行う関係者に高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行う。
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		高齢者が地域において安心して生活を継続するため、適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員に対する直接的・間接的な支援を行う。
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	関係機関との連携体制構築に努め、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備に努める。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。
ウ	相談及び支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員のニーズや課題に基づいた研修会や事例検討会を開催する。
4 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務		要介護状態となることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービスを活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。
ア	多様なサービスの活用	予防給付相当サービスに加え、短期集中型訪問・通所サービスなどの多様なサービスの活用し、自立に向けたケアマネジメントを行う。
イ	自立支援に向けたケアマネジメント	「廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメントマニュアル」に沿って、多角的にアセスメントを行い、自立支援・重度化防止のための支援を考える。
ウ	業務委託	居宅介護支援事業者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合、必要に応じて助言や利用者への支援等をサポートする。
エ	入退院時連携	「廿日市市入退院連携ガイドライン」に基づき適切に対応する。
5 地域ケア会議の運営		地域ケア会議実施要領等に基づき実施し、医療、介護等の関係機関や地域住民と連携を図りながら個別課題の解決を図ると共に、それを支える社会基盤の整備を進める。また、地域ケア会議を通じた介護予防ケアマネジメントの強化を推進する。
ア	地域課題の把握	地域の医療と介護の多様な職種や地域住民との連携を強化し、困難事例だけでなく、自立支援に向けた個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を計画的に運営する。
イ	資源開発・政策形成	地域ケア会議で明らかとなった地域の課題を地域づくりや資源開発及び政策形成に着実に結びつけることができるよう、廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会に提案を行う。
ウ	自立支援型個別ケア会議の充実	居宅介護支援事業所と連携した自立支援型個別ケア会議を計画的に開催し、介護予防・自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントであるかということの知識や技術を習得したり、共有を図る。

6 一般介護予防		様々な機会を利用して、健康づくりや介護予防を目的とした知識や実践方法の啓発普及を図る
	ア 住民意識の醸成	住民主体の活動(通いの場や生活支援等)につなげられるよう、地域住民の意識啓発を図り、地域全体の福祉意識の醸成に取り組む。
	イ 通いの場の支援	・介護予防と生きがいづくりを推進するため、百歳体操やはつはつ！体操を普及し、住民主体による持続可能な活動になるよう、社会福祉協議会や機能改善指導員等専門職と連携しながら立ち上げを支援する。 ・フレイル状態の高齢者を把握し、短期集中型サービス等の利用などにつなげる等、介護予防に取り組む。
7 在宅医療・介護連携推進業務		医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する。
	ア 多職種連携強化	医療・介護関係機関の研修会・講演会等へ積極的に参加し、医療関係機関とのネットワークを構築するとともに、市関係部署や医療・介護関係者等との情報共有を図る。
	イ 地域住民への普及啓発	基幹型センターと連携し、講演会の開催やパンフレットの配布、人生会議の出前講座等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。
	ウ 人生会議(ACP)の普及	基幹型センターと連携し、「わたしの人生ノート」「65歳からはじめる私と家族の終活べんり帳」「これから手帳」等を活用し、出前講座等を実施する。
8 生活支援体制整備業務		高齢者等の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、生活支援コーディネーターのほか、生活支援サービスを担う多様な主体と連携して、地域の実情に合った日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加推進を一体的に図る。
	ア 生活支援コーディネーターとの連携	日常生活圏域別戦略会議等を活用して生活支援コーディネーターと密に情報共有を図り、生活支援体制整備に係る方針の検討や実践に取り組む。
	イ 協議体の形成支援	生活支援コーディネーターや地域住民等と連携し、第3層圏域及び第2層圏域協議体の立ち上げ及び運営に係る意識開発、運営支援に取り組む。
9 認知症総合支援業務		共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる風土づくりを支援するとともに、「新しい認知症観」の重要性を反映させた施策を推進する。
	ア 早期発見・早期対応	・多様な社会資源を把握し、参加支援に繋げる。 ・認知症の人又は家族が交流する活動を支援する。 ・初期集中支援チーム等の関係機関との連携し、相談支援を行う。
	イ 地域住民への普及啓発	認知症全般や認知症高齢者の意思決定支援、権利擁護に関する講座の開催やパンフレット等を用いた普及啓発に取り組む。
	ウ 認知症予防の推進	・認知症予防に関する正しい知識を普及する。 ・認知症予防の実践及び早期発見・早期診断・早期対応に取り組む。
	エ 認知症の理解促進	認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター等と連携・協働し、地区ごとの生活機能低下リスクの実態や住民ニーズを踏まえた教室や講座を開催し、地域における認知症予防の意識の高揚や住民同士の支え合い活動の普及促進を図る。
	オ 介護者への支援	・家族介護者の負担や悩みを傾聴し、必要な支援につなぐ。 ・介護離職の防止にむけて、地域包括支援センターを広く周知する。
	カ 本人・家族等からの情報発信の支援	・本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を行う。 ・認知症高齢者の意思決定支援や権利擁護の普及・啓発に資する講座等の取組を行う。 ・本人が感じていることや必要なことを自らの言葉で語り、発信したり、当事者同士の集まる機会を支援する
10 災害や感染症等への取組		災害対応マニュアル及び感染症対応マニュアル等を活用し、平時から支援が必要な高齢者の把握に努め、実際の災害時における対応については市及び関係機関と連携を図り、スムーズに対応できるよう頃から備える。
災害	ア 市との情報共有(平時)	避難行動要支援者避難支援制度に基づく避難行動要支援者の個別支援計画策定について、市関係部署や避難支援団体、介護サービス事業所等と連携して取り組み、共有する。
	イ 高齢者等の個別支援(発災時)	・避難所及び在宅避難者の実態を把握し、必要に応じて市に報告する。 ・市職員や保健師、医療関係者等と協力し、生活上の困りごとや健康面等へ総合的に支援する。
	ウ 災害時及び災害後の個別支援体制の構築	・状況を正しく把握し、市関連部署及び関係機関と柔軟に連携を図る。 ・被災者への包括的な支援と早期の生活再建の支援に取り組む。
	エ 災害への備え・対応	・策定したマニュアルをセンター内で共有し、発災時にスムーズな対応ができる体制を作っておく。 ・委託先の居宅介護支援事業所とセンターの事業継続計画(BCP)の共有及び、訓練を通して協議し、適宜策定したマニュアルを修正し改善する。
感染症	オ 感染症等への備え・対応	・策定したマニュアルをセンター内で共有し、発災時にスムーズな対応ができる体制を作っておく。 ・平時から感染症対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国や県並びに市、関係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努め、積極的に利用者に情報提供する。 ・業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事する。